非常変災その他緊迫事態における非常措置について

１　「特別警報」「暴風を含む警報」が発表されているとき

午前７時において県内に「特別警報」「暴風を含む警報」が発表されている場合は始業時刻を繰り下げますので自宅待機とします。

午前 10 時現在においてなお「特別警報」「暴風を含む警報」が発表されている場合は臨時休業（家庭学習）とします。

午前 10 時までに上記の警報が解除された場合

各学年とも、ＳＨＲ後５限より授業を行います。１３：１５までに登校してください。（１３：１５～　ＳＨＲ　　１３：３０～　５限授業）

＊安全に十分注意して、無理のないように登校してください。

２　特別警報、警報の種類の確認

特別警報、警報の発表は、ラジオ・テレビなどで確認をしてください。

※　警報が県下全域でなく、県内どこかの１つの地域に発表されている状況でも上記１の対応となります。

※　土曜日・日曜日・祝祭日に上記の警報が発表された場合は、クラブ活動等は中止となります。